

江別市介護保険事業者における事故等発生時の報告事務取扱要領を次のように定める。

平成24年 6月22日

江別市長 三 好 昇

## 江別市介護保険事業者における事故等発生時の報告事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスの提供による入所者、入居者及び利用者（以下「入所者等」という。）に係る事故、法人の役員及び職員による不法行為、虐待等（以下「事故等」という。）が発生した場合における事業者からの報告の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(報告の対象となるサービス)

第2条 報告の対象となるサービスは、事業者が行う介護保険適用サービスとする。

(報告の範囲等)

第3条 事業者は、サービス提供中に次に掲げる事故（送迎、通院時等における事故を含む。）が発生した場合は、入所者等の家族、市長、入所者等の加入する介護保険の保険者及び入所者等に係る居宅介護支援事業所に報告するものとする。

(1) 次のアからキに掲げる著しく重大な事故等

- ア 入所者等の死亡事故
- イ 役員又は職員による不法行為（預り金着服、横領等）
- ウ 入所者等に対する虐待（不適切な処遇又はその疑いのあるものを含む。）
- エ 入所者等の不法行為
- オ 入所者等の失踪及び行方不明（捜索願いが出されたもの）
- カ 火災（消防機関に出動を要請したもの）
- キ その他テレビ、新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む。）

(2) 次のアからオに掲げる重大な事故等

- ア 入所者が骨折、打撲、裂傷等により、医療機関への入院又は通院を要したもの
- イ 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
- ウ 無断外出
- エ 入所者等が病気により死亡した場合であって、死因等に疑義が生じる可能性のあるもの
- オ その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）

(報告の様式)

第4条 前条の報告のうち、市長への報告については、事故等発生状況報告書（第1号様式。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 利用者のケアプラン、支援計画及びアセスメント表

- (2) 事故発生時の現場見取り図
- (3) 事故等の対応を協議した会議録
- (4) 食事に関する事故等においては、当該事故等に係る入所者等の栄養計画  
(報告手順及び期限)

第5条 事業者は、第3条第1号に規定する事故等が発生したときは、直ちに市長に連絡するとともに、当該連絡をした日から7日以内に前条の報告書等を提出しなければならない。

2 事業者は、第3条第2号に規定する事故等が発生したときは、事故発生後又は事故発覚後30日以内に前条の報告書等を市長に提出しなければならない。

#### 附 則

この要領は、平成24年 6月22日から施行する。